

# 媒介条件表

媒介手数料の計算方法	媒介金額の 5.0%以内 但し、貸借期間が 1 年未満の場合は次の算式による 媒介金額×5.0%÷365(閏年の場合は 366)×貸借日数 =媒介手数料
媒介に係る貸付の条件	
貸付けの種類	証書貸付・手形貸付・売渡担保・ファクタリング・その他
貸付利率	実質年率 20.0%以内
返済の方式	一括・元利均等・元金均等・自由弁済方式
返済の期間	1 日～600 か月
返済の回数	1 回～600 回
貸付の限度額	10 億円
審査をする旨	要
当社が契約する貸金業務にかか る指定紛争解決機関	名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 所在地 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル 2 階 電話番号 03-5739-3861
当社が契約する指定信用情 報機関	名称 株式会社日本信用情報機構 株式会社シーアイシー
貸金業務取扱主任者の氏名	伊藤 勝啓